



新任役員必須セミナー選択講座・情報分野Ⅰ

増大する情報セキュリティ・ サイバーリスクと役員の責務

8つの最新事例を元に、役員の法令上の義務と責任、企業に必要な体制の要点を解説

開催日時 2025年9月5日(金) 13:30~17:00

Webセミナー（オンデマンド配信）もございます。
詳細はWebサイトへ

対象：取締役・執行役員など新任役員とその候補者、経営幹部

情報漏えいが企業の経営を脅かす大きなリスクとなりつつあります。とりわけ、企業のシステムに侵入し、システム内のデータを暗号化したうえで、復号してほしければ金銭を支払えと身代金を要求するランサムウェアが日本企業の間でも猛威を振るっています。大規模な個人情報が漏えいした結果、会社が260億円もの特別損失を計上し経営に大きな影響を生じただけではなく、1万人を超える被害者からの訴訟や元取締役個人に対する260億円の株主代表訴訟が提起されるなど、会社と取締役個人の責任が追及される事件も発生しています。さらに、近時では、社内の営業秘密を盗んで競業他社に提供する社内不正の事件が相次ぎ、社内不正を防止するための体制整備も重要になっています。本セミナーでは、最新事例と法令やガイドラインの規定に基づいて、情報セキュリティに関する役員の義務・責任と企業に必要な体制について、具体的に解説いたします。（詳しくは裏面をご覧ください）

● 講 師 ●



牛島総合法律事務所 パートナー 弁護士

影島 広泰氏

1998年一橋大学法学部卒業、2003年弁護士登録、牛島総合法律事務所入所。ITシステム・ソフトウェアの開発・運用、個人情報・プライバシー、ネット上のサービスや紛争に関する案件を中心に、企業法務の第一線で活躍中。実務の観点からのわかりやすい講義に定評がある。日本経済新聞社「企業法務・弁護士調査」2024年AI・テック・データにおいて、「企業が選ぶランキング」5位。

[主 著]

「個人情報関連法令スピードチェック」（商事法務）、「これで安心！個人情報保護・マイナンバー」（日本経済新聞出版社）、「法律家・法務担当者のためのIT技術用語辞典」（商事法務）、ほか多数

● 主 催 ●

みずほリサーチ&テクノロジーズ

TEL ☎ 0120(737)132

● 会 場 ●

T K P 新橋カンファレンスセンター

東京都千代田区内幸町1-3-1 幸ビルディング
(JR・地下鉄銀座線新橋駅下車5分、都営三田線内幸町駅1分)

● 受講料 ●

MMOne ゴールド会員**30,800円**

(うち消費税 2,800円)

MMOne シルバー会員**33,000円**

(うち消費税 3,000円)

左記会員以外**37,400円**

(うち消費税 3,400円)

★テキスト代を含みます。

★お取消等については、裏面のご利用要領をご覧ください。

★ MMOne 会員企業さまの場合、「ゴールド会員」「シルバー会員」価格にてお得にご利用いただけます。

MMOne (MIZUHO Membership One) とは、みずほの法人向け会員制サービスです。

動画配信、経営相談、各種媒体・割引提携サービスなど、様々なビジネスシーンでご活用いただける利便性の高いサービスをご用意しております。

詳しくは Web サイトをご覧ください <https://www.mizuhosemi.com/mmone/index.html>

お申込みはWebサイトからどうぞ
セミナー最新情報もご覧いただけます

みずほセミナー

検索

<https://www.mizuhosemi.com>

講義内容

1 事例から学ぶ情報管理のリスク

- (事例1) 従業員が退職する際に営業秘密を競合他社に持ち出した事例
(a) 事案の概要 (b) 不正競争防止法の「営業秘密」、「不正競争」とは
(c) 営業秘密が不正に利用・開示等された場合の対抗策
- (事例2) 業務提携先に情報を開示したところ、競合他社に漏えいした事例
(a) 事案の概要
(b) 業務提携先などの他社に自社の営業秘密を開示するときのポイント
- (事例3) 名刺管理システムからの情報漏えいで逮捕者がいた事例
(a) 事案の概要
(b) 個人情報保護法の罰則（法人は1億円以下の罰金）
(c) 個人情報保護法で義務づけられている安全管理措置とは
(d) 漏えい時の危機対応
- (事例4) 転職者が前職の営業秘密を持ち込んだ結果、損害賠償請求・差止請求を受けた事例
(a) 事案の概要 (b) 不正競争防止法の民事上の救済と罰則
- (事例5) 競合他社の仕入価格などの情報を入手した結果、代表取締役が刑事罰を受けた事例
(a) 事案の概要 (b) 不正競争防止法の民事上の救済と罰則
- (事例6) システム開発の再々委託先の技術者が顧客名簿を売却したことについて委託元の損害賠償義務が認められた事例
(a) 事案の概要 (b) 個人情報保護法の安全管理措置と委託先の監督
(c) 元取締役等に対する株主代表訴訟 (d) 被害者の集団訴訟による慰謝料請求
- (事例7) セキュリティの脆弱性があるシステムを提供したことについて損害賠償義務が認められた事例
(a) 事案の概要 (b) 裁判所が求めたセキュリティレベルの基準とは
- (事例8) システム上のバグで利用企業に多額の損害を負わせた事件で損害賠償義務が認められた事例
(a) 事案の概要
(b) バグについては責任が認められず、社内体制と運用について責任が認められた理由

2 情報セキュリティと経営

- (1) 情報セキュリティとは
○法体系と取締役が果たすべき義務
○社内体制の整備と法的義務
- (2) 情報漏洩が発生した際に会社・取締役が負う責任

3 サイバーセキュリティのための社内体制の構築

- (1) サイバーセキュリティ経営ガイドラインに基づいた実務対応
(2) ランサムウェアをはじめとする近時の事例との関係
(3) 取締役として、どのように取り組むべきか

4 社内不正を防ぐための社内体制

5 情報が漏えいした場合の危機管理

- (1) 初動すべきこと～最も重要なことは何か？～ (2) 事後的に何をすべきか

☆最新動向により、上記の内容等を一部変更させていただく場合がございます。

※プログラムの無断転用はお断りいたします。

内容等に関するお問い合わせ先 TEL ☎ 0120(737)132

ご利用要領

- ① みずほセミナー（来場型）（以下、本セミナー）は、お申込を受け付け後、折り返し電子メールにて参加証と請求書をお送りします。
② 受講料は請求書記載の金額に基づき、本セミナーの3営業日前までに下記の口座にお振り込みください。
領収書の発行は省略しております。振込手数料はお客様のご負担をお願いいたします。
みずほ銀行 東京営業部 普通預金 No.2035802 ミズホリサーチアンドテクノロジーズ（カ
③ 満員等によりお席をご用意できない場合は電話でご連絡申し上げます。
④ お取消は、開催日の前営業日17時までにセミナー担当（mizuhoseminar@mizuho-rt.co.jp）まで電子メールにてご連絡ください。
受講料は全額返金いたします。お振り込み時の手数料はお返しいたしかねます。
開催3営業日前までに受講料のお振込がなかった場合でも、自動的にお取消とはなりません。前営業日17時までにご連絡が無かった場合はお席をご用意している関係上、受講料全額をご負担いただきます。
⑤ 反社会的勢力と判断した場合には、本セミナーへのご受講をお断りいたします。
⑥ 本セミナーの録音・録画・画面撮影・キャプチャー・インターネット上などへのアップロード、講義資料・スライド・教材の無断複製や共用といった行為を固くお断りいたします。これらの行為が発覚した場合、当社から損害賠償請求等の法的措置をとる場合があります。
⑦ 駐車場はございません。車でのお越しはご遠慮ください。
⑧ 車いすのご利用等、お身体が不自由でお席についてご相談のあるお客様は、事前にご連絡をお願いいたします。
⑨ 最少催行人員に達しない場合や諸般の事情により開催を中止する場合がございます。開催中止の際には、受講料を全額返金いたします。
お振り込み時の手数料はお返しいたしかねます。

みずほリサーチ＆テクノロジーズ

セミナーのご案内はWebサイトでもご覧いただけます。 <https://www.mizuhosemi.com>